

# 富士見集会所だより



狭山市七夕の妖精 おりびい

発行日:令和6年9月10日(火)  
発行:狭山市立富士見集会所  
〒350-1306 狭山市富士見1-1-18  
TEL&FAX:04-2959-6230  
E-Mail:[fujimi-s@city.sayama.saitama.jp](mailto:fujimi-s@city.sayama.saitama.jp)

9月号

## 写真講座が開講しました

9月4日(水)に地域ふれあい講座の「写真講座」が開講しました。この講座は二科会写真部会員である石井国利氏に講師をお願いし、全4回の講座の中で撮影技術などを指導していただくものです。第1回目は、開講式の後、自己紹介を行い、講座に参加した目的や写真への思いを語る中でお互いに理解を持ちました。その後、石井先生を中心にテーブルを囲んで座り、受講者が過去に撮影した写真を見せ、1枚ずつ構図などの基礎的なアドバイスをさせていただきました。新しい学びのある、充実した講座になりました。

次回は10月2日(水)18時～、11月3日(日・祝)は集会所外で実技(撮影会)も予定されています。

※本講座は、まだ定員に余裕あります。受講を希望される方は、富士見集会所まで直接お問い合わせください。



～全ての人権が尊重される社会の実現をめざして～

## 令和6年度「人権セミナー」が始まります

富士見集会所では様々な人権問題に対する理解と認識を深め、人権意識の高揚を図ることを目的に、毎年「人権セミナー」を開催しています。今年度も「子どもの人権」や「インターネットと人権」など身近な人権問題について、下記のとおり開催しますので、奮ってご参加ください。

### 【日程・内容】

	実施日時	内容	講師
1	令和6年 9月17日(火) 13:30~15:00	子どもの人権	日野・子どもと家族法律事務所 弁護士 木村 真実 氏
2	10月22日(火) 13:30~15:00	インターネットと人権	(株)情報文化総合研究所 代表取締役 佐藤 佳弘 氏
3	11月12日(火) 13:30~15:00	発達障害と人権	埼玉県発達障害総合支援センター 地域支援担当課長 松原 聡子 氏
4	12月 3日(火) 13:30~15:00	同和問題	部落解放同盟埼玉県連合会 書記長 小野寺 一規 氏
5	令和7年 1月21日(火) 13:30~15:00	教育相談の現場から	狭山市立教育センター 教育相談員 田中 茂樹 氏

【場所】富士見集会所 2階 第二集会室 【定員】10名程度

【申込】富士見集会所へ(電話可)又は右記 QR コードより電子申請

【費用】無料(1回のみ参加可)



## 9月から10月の主な予定

日にち	行事内容	日にち	行事内容
9/10(火)	集会所だより9月号発行	9/30(月)	利用団体代表者連絡会
9/17(火)	第1回人権セミナー「子どもの人権」	10/2(水)	第2回写真講座「応用編」
9/19(木)	ユニバーサルスポーツを楽しもう!	10/5(土)	第5回小学生ふれあい教室「水族館」
9/26(木)	第4回ふじみ寿大学「人権講座」	10/10(木)	集会所だより10月号発行

【休所日】9/16(月・祝)敬老の日、9/23(月・振)、10/14(月・祝)スポーツの日、10/21(月)  
【夜間休所日】9/24(火)、10/1(火)、10/22(火)、10/29(火)

## 今年も「狭山市民文化祭」を実施します!

令和6年度狭山市民文化祭(富士見集会所会場)の日程が決定しました。今年度は、発表の部と展示の部を2週に分けて開催します。

### 発表の部

10月26日(土)・27日(日)(2日間)

### 展示の部

11月2日(土)~4日(月・振)(3日間)

詳細は、富士見集会所だより10月号及び、ホームページでお知らせします。

### 【文化祭に関連して貸館できない期間があります】

10月25日(金)~28日(月)、11月1日(金)~5日(火)

文化祭の会場設営や回復作業を含め、上記の期間は貸館できなくなります。文化祭不参加の利用登録団体の皆様には、ご理解いただきますようお願いいたします。

~消費生活センターからのお知らせ~

## 自宅の売却トラブルに注意~リースバックは慎重に!

自宅を不動産業者に売却して代金を受け取り、同時に賃貸借契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続けられる「リースバック」という不動産取引があります。「終活」「お金が入る」「住み続けられる」と勧誘され、仕組みや流れを理解しないまま契約してトラブルになっています。

◎売却金額が相場より廉価で買い取られたり、家賃が相場より高く設定されることがあります。

契約更新時に家賃が値上げされることもあります。

◎賃貸借の期間に定めがある場合も多く、ずっと住み続けられる保証はありません。

◎自宅を不動産会社に売却した場合、クーリング・オフはできません。契約する前に家族など信頼できる方に相談し、一人では対応しないようにしましょう。不安な場合は消費生活センターにご相談ください。

【相談・問合せ】消費生活センターへ ☎04-2954-7799

月~金曜日の9時30分~12時、13時~16時